

福祉サービス第三者評価機関かわさき 福祉サービス第三者評価事業 実施要領

この実施要領は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置する「福祉サービス第三者評価機関かわさき」（以下「評価機関」という。）が、福祉サービスを提供する事業所に対する第三者評価を実施するにあたって必要な手順等を定めるものとする。

1 事業の目的

福祉サービスを提供する事業所が、提供している福祉サービスの内容について、自己評価の結果と第三者の立場から行う調査の結果を対比して、評価機関が両者の異同について考察し、総括的な評価を行うことにより、福祉サービスの質の確保と向上を図ることを目的とする。

また、第三者評価結果を、利用者自らのサービス選択に役立てられるように、「事業所」、「評価機関」及び「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」（以下「推進機構」）を通して広く公開することを目的とする。

2 評価実施サービス

評価を実施するサービスは、別表に示したサービスとする。

3 評価事業の主たる実施地域

事業を実施する地域は、川崎市内とする。

4 評価事業の開始年月及び実施計画

事業は平成17年10月以降から開始する。実施計画は別に定める。

5 評価の実施方法

評価は、評価機関が定めた当該種別用の評価項目を用いて行い、事業所が所定の必要書類を作成して、評価機関に提出した書類をもとに、評価調査者による調査等を実施して、福祉サービス第三者評価決定委員会（以下「評価決定委員会」という。）において評価を決定する。

なお、評価は、一事業所を単位として行う。

6 調査の方法

調査は、評価機関が委嘱した複数の評価調査者により、次に挙げる（1）並びに（2）の方法により行う。

評価調査者は、推進機構に評価調査者として登録し、評価機関が実施する評価調査に関する研修を修了したものとする。

なお、評価調査者は、評価調査者自らが関係する法人又は事業所、あるいは、その他利害関係が生じる恐れのある事業所の評価調査には加わらないこととし、制約の基準については推進機構の認証基準の判断基準に基づくものとする。

（1）事前書面調査は、評価機関が定めた期間内に、事業所から次に挙げる文書の提出を受けることにより行う。

ア 評価項目に関する自己評価調査

評価機関が当該種別ごとに定めた評価票の様式により、当該事業所を設置・運営する法人代表者の責任のもと、事業所の代表者が従事者と協議しながら実施した直近の自己点検・自己評価結果について記した文書及びその結果の根拠資料に基づき行う。

（2）利用者調査

ア 利用者調査は、利用者または家族のサービスに対する満足度や意向について、アンケートまたはヒアリングにより調査を行う。

（3）訪問調査

ア 訪問調査は、事前書面調査を実施した後に、複数の評価調査者が事業所を訪問し、所定の評価項目についての調査を行う。

イ 評価調査者のうち、主たる評価調査者1名を評価調査者チームリーダーとする。

ウ 訪問調査は複数の評価調査者が原則として1日以上行うこととし、当該事業所の運営状況の概要等について事業所代表者等から説明を受けた後、所定の評価項目に関する観察、書類確認、ヒアリングなどの状況調査を行う。

7 評価決定の方法

評価決定は、評価調査者が作成した調査報告書（評価調査シート）及び評価結果（評価結果総括表）、利用者調査の結果を基に評価決定委員会で審議し、評価結果を確定する。

なお、評価決定委員会の委員は、公正中立な第三者性を有する者で構成し、委員の関係する法人・事業所、また、その他利害関係が生じる恐れのある評価決定には加わらないこととする。

また、評価機関として、本会の理事、役員等が関係する法人・事業所の評価は実施しないものとし、制約の基準については推進機構の認証基準の判断基準に基づくものとする。

- (1) 評価調査者チームリーダーは、訪問調査を行った評価調査者全員と合議した結果を調査報告書として遅滞なく評価機関に提出する。
- (2) 評価機関は、評価決定委員会で調査報告書（評価調査シート）及び評価結果（評価結果総括表）、利用者調査の結果を審議のうえ、評価結果を決定し事業所に内示する。
調査報告書（評価調査シート）及び評価結果（評価結果総括表）について事業所から疑義の申し出があった場合は、事実を確認のうえ、事実誤認がある場合には修正する。

8 評価決定委員会

評価決定委員会では、評価調査者の調査報告書及び評価結果等を基に、評価決定を行う。

- (1) 評価決定委員会は、次の事項について審議する。
 - ア 評価受審事業所の評価決定に関すること。
 - イ 評価項目、評価マニュアル等に関すること。
 - ウ 訪問調査等に関すること。
 - エ その他評価決定に関すること。
- (2) 評価決定委員会の委員は、福祉サービス第三者評価機関運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員の中から本会会長が委嘱する。
- (3) 評価決定委員会の任期及び解任は、運営委員会の委員に準じるものとする。
- (4) 評価決定委員会は、評価決定のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- (5) 上記に定めるもののほか、評価決定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、本会会長が定める。

9 評価結果報告書の通知

評価機関は、決定した評価内容を事業所に評価結果報告書として通知する。

10 評価結果の公表方法

評価機関は評価結果を決定した際には、評価機関の広報媒体並びに推進機構等を通して広く公表する。

公表に関する様式は別に定める。

11 運営委員会

運営委員会では、評価機関の管理・運営を行う。

- (1) 運営委員会では次の事項について審議する。
 - ア 市社協評価機関の事業計画及び事業報告に関すること。
 - イ 市社協評価機関独自の評価項目に関すること。
 - ウ 第三者評価の受審料に関すること。
 - エ 評価調査者の養成研修及びフォローアップ研修に関すること。
 - オ その他評価事業の管理及び運営に関すること。
- (2) 運営委員会は、委員7名以内をもって組織する。
- (3) 運営委員会の委員は、本会会長が委嘱する。
- (4) 運営委員会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- (5) 運営委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- (6) 上記に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、本会会長が定める。

12 守秘義務

- (1) 評価機関の運営委員会委員、評価決定委員会委員、評価調査者、職員は、事業所の調査及び評価によって知り得た事業所又は利用者若しくはその家族等の秘密については、次に挙げる(2)の場合等の正当な理由がない限り、他に漏らしてはならない。
- (2) 評価機関は、評価調査者から明らかな法令違反等に関する報告を受けた場合には、関係行政機関と協議のうえ、適切な対応を行う。

13 その他

本実施要領は、この要領に基づく事業に関する事業所と評価機関間の契約にあたって、必ず添付することとする。

附 則

この要領は、平成17年8月1日より施行する。

(別紙)

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価機関かわさき

福祉サービス第三者評価事業 評価実施サービス一覧

対象分野	サービス（種別）
児童	保育所
障害	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所(通所・小規模)授産施設、知的障害者入所(通所)更生施設、知的障害者入所(通所・小規模)授産施設、知的障害者通勤寮

平成 年度 福祉サービス第三者評価事業 実施計画書

実施予定時期 平成 年 月～平成 年 月

実施予定施設

対象分野	サービス（種別）
児童	保育所
障害	身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者入所(通所・小規模)授産施設、知的障害者入所(通所)更生施設、知的障害者入所(通所・小規模)授産施設、知的障害者通勤寮